

## 学校法人制度改善検討小委員会（第1回）議事要旨

- 自主性を重んじる＝ノーコントロールではなく、ガバナンスはどの組織にも必要なシステム。私学の自主性と公共性の兼ね合いが重要。
- 制度論とガイドラインなどのソフト論の両面の議論が必要。国のコントロールではなく自主規律を目指すことは、私学の自主性を生かす上で不可欠。
- 規模に応じた議論が必要。理事や監事の責任だけを強めれば、特に小規模法人で成り手の確保に苦勞する可能性がある。また、理事・監事の単なる権限強化ではなく、どういう人が理事や監事にふさわしいのかも考えるべき。
- 情報公開等については、判例等を十分に踏まえ、学校法人の特性に応じた改正とすべき。
- 現行制度を前提としたガバナンスの「強化」ではなく、ガバナンスの「在り方」に立ち返って考えるべき。学校法人にとって、各機関に求められる職務を今一度明確に整理するところから考える必要がある。
- 平成16年の私学法改正の趣旨が実際の学校運営に当たってしっかりと反映されているか、現在の私学法に基づいたガバナンス体制がそもそも現時点で実質化されているのかというところから考えるべき。
- 経営面だけでなく、教学ガバナンスについてもあわせて議論すべき。
- 補助金受領の有無に関わらず、学校法人である以上は公認会計士等による監査を必須とし、私学助成法ではなく私学法に位置付けることを考えるべき。
- 社会福祉法人や公益法人も含めて会社法の制度に近づいている中で、学校法人が異なる選択をする場合、なぜ違うのかということを明確にする必要がある。
- 経営困難対応については、法令違反等の問題のある法人への手当ては平成26年改正の措置命令等によりある程度できているが、財務上の問題に限られている法人への手当てを今後は特に優先的に考えるべきではないか。
- 評議員会の機能強化、監事の機能強化と合わせて、理事会の機能強化も重

要論点とすべきではないか。理事会議決事項の明確化や外部理事の活用なども理事会の機能強化の一環。

- 理事の利益相反については、実務的にも頭を悩ませることの多い論点であり、何らかの整理が必要ではないか。

## 学校法人制度改善検討小委員会（第2回）議事要旨

### 1. 学校法人のガバナンスについて

- H16 私学法改正では、理事会と評議員会との関係やそれぞれの機能がよく考えられた仕組みが作られており、学校法人のガバナンスはこれを基本とした上で、数字を見るだけの監査など、実態として改正の趣旨を実質化できていない実態を改めるべき。
- 善管注意義務や第三者への損害賠償、評議員会の議決事項を増やすなど、改正すべき点は色々あるが、骨格は現在の仕組みとすべき。
- 今の私学法と実態が乖離しているのは、私学法そのものが中途半端な条文になっていることも原因ではないか。例えば、評議員会は諮問機関であるのに、「議決」という文言が出てくることで意思決定機関のようにも読める。法律の中で首尾一貫した考え方を通すことが必要。
- 理事会のメンバーはすべて業務執行機関とされているが、採るべきところは常務理事制を採るなど、業務執行理事と学外理事の位置付けをしっかりとしないとうまく機能しないのではないか。
- 私学法は全学校法人に適用されるので最低限のものが必要だが、学校種や規模に応じて求めるべきレベルは異なるのではないか。法律レベルでどこまで決めるのか、という点も議論すべき。
- 規模による差を設けるのは賛成だが、最低限を定めてプラスアルファを別に規定するのではなく、学校法人としてのあるべき論をまず法律に規定し、小規模法人については免除するという方向の方が良いのではないか。
- 会社法や他の公益法人類型のガバナンスを参照するのは良いが、歴史的な沿革等が異なるので単純に引き込むことはできない。法律で規定するのではなく、現在のガバナンスの仕組みを実質化するための自主コードのようなものを備えるべき。
- 理事会と評議員会の関係をどう考えていくのが課題。
- 具体的な相違点を明らかにした上で会社法や社会福祉法とそろえるかそろえないかを考えるべき。
- 法制をあまり変えずに、運用やガバナンスコードにある程度期待するという方向性は見えていると思うが、その実効性を高める方法も議論すべき。
- 学校法人のガバナンスにおいては、理事会と評議員会の関係はもち

ろん、理事会と学長の体制も含め、教学をどう動かすかが大事。

- 企業も 20 年前までは監査役は暇な仕事だったが、今では監査役なしでは機能しない。これは、法的に監査の位置づけがかわったというだけでなく、事業監査が充実したため。大学でも教学監査を取り入れるべき。
- H16 私学法改正で理事長の権限が強化され、H26 に学校教育法改正で学長の権限が強化された。学長の権限が強化された以上は学長にも責任があるので、複数学校がある場合でも、学長は全員理事とすべき。
- H16 私学法改正では教学に踏み込まなかったが、今回の改正を考えるにあたっては、経営と教学の問題は避けて通れない。

## 2. 学校法人の情報公開について

- H16 私学法改正で利害関係人への閲覧を規定した後、学校教育法に情報公開の規定が追加された点を踏まえ、情報公開についてどこまで考えるか。
- 大科目ベースですら会計管理をしていない法人もあり、情報公開も企業に比べて不十分なため、問題が見えにくく、見えても処罰がないのが問題。

## 3. 私立大学の統廃合について

- S T 比の改善やアクティブラーニングの実施には教員数が必要で、質の確保には規模の経済が働く必要がある。統廃合を視野に入れる必要があるが、それぞれの建学の精神をどう残すのかも考えておくことも必要。
- 統廃合に際しては、ガバナンス以上にマネジメントの問題が重要。コーポレートガバナンスは外部（株主）を意識した目線だが、内部をどう管理するかという観点から、マネジメントの領域まで含めて議論すべき。
- 学校法人の統廃合は、事業譲渡方式を採るのか企業再生法方式を採るのかで異なるので、それぞれのケースを想定し、シナリオを策定した上で法的に必要な措置を整理するのが良いのではないか。

## 4. その他

- 経済政策パッケージの中に、奨学金の対象となる大学の要件として外部理事の規定があるが、理事の定員を増やしてその枠に外部理事を就任させることにより対応するところもあるだろう。文科省で速やかに法改正を含めた対応が必要。

- 企業は人材育成プランや役員になる人材が備えるべき要件を示しているが、学校法人の場合は突然役職に就くことも多い。理事や監事、学長や副学長をどう育てるかは非常に重要。
- 役員利益相反について、具体の手続き等を示すことも必要だが、そもそも今の仕組みが適切なのかという点も議論すべき。株式会社の利益相反取引は取締役会で承認を得ればよいという仕組みになっている。学校法人は所轄庁が特別代理人を選任するという仕組みを今後も続けるべきか否か、現行の仕組みの実効性も参考にしながら検討すべき。現行の仕組みを続けるとしても、どのような者が特別代理人として適切なのかも考えるべき。

## 学校法人制度改善検討小委員会（第3回）議事要旨

### 1. 評議員会の位置づけについて

- 私学法上、寄附行為で定めれば評議員会が議決機関にもなるとされている事項を「基本事項」とし、基本事項に関しては評議員会を意思決定機関（議決機関）としてはどうか。諮問機関と整理するのであればどちらの議決が優先するか明確化すべきではないか。
- 学校法人の実態に照らすと、評議員会を議決機関にするのは混乱を招く。
- 評議員はほとんど無償だが、責任を持たせるのであれば報酬が必要であり、法人経営に直結する点も考える必要がある。
- 中小法人で評議員の権限を明確化して責任を負わせる形にすれば成り手がなくなる。規模に応じて現実に合わせて形で行うべき。
- 法人としては一本なので、理事会と評議員会のあり方は一つにすべき。
- 違法行為があった際に責任を取るのは理事会、理事長なので、意思決定機関と執行機関は理事会に一本化するべき。
- 私学法上の「議決」という用語の意味を整理してほしい。

### 2. 理事と評議員の兼務について

- 評議員と理事の兼務は認めない場合は、評議員の数は理事同数でも良いが、評議員会議長の理事会陪席を義務付けてはどうか。
- 理事兼務の評議員を除いて行った議決が評議員会の意思決定として正しいかどうか疑問。人数や兼務の問題も丁寧に議論すべき。
- 議決権の制限は内部対立を招く恐れがあるため、評議員会を諮問機関と、理事は評議員にならないが必ず評議員会に出席するとしてはどうか。
- 特に中長期計画や教学に関することについては、評議員会をスムーズに進めるためにも理事たる評議員の判断が必要ではないか。
- 学校行政については理事会が一番状況をわかっている。また、他に仕事を持っている評議員に毎月評議員会に出てもらって議決権＝責任を与えることは困難。

○ 評議員会を現状のまま諮問機関と整理する考え方に基本的に賛成。もっとも、社会福祉法人のように評議員会が議決機関となる制度設計を否定する理由として学校法人の特殊性を強調する意見が多いが、そうであれば、それが何かを具体的に示す必要がある。この点、学校法人には学校教育法で権限が認められた学長がおり、それら教学側との関係において意思決定機関である理事会が十分イニシアティブをとれる制度設計にする必要があること、一方で社会福祉法人のように評議員会が理事全員を選任するとなると、学長等の教学側が一人も選任されず、教学側の関与が皆無になるおそれがあること等を考えると、その手当のためには制度設計がかなり複雑になる可能性があり、むしろ現状の制度のほうが適しているといえる。こういった点が学校法人の特殊性として挙げられると考える。

○ 監事の選任については、理事たる評議員を除いて議決させるという方法もあるが、他にも、会社法のように、監事の選任にある程度現行の監事を関与させ、一貫した監査を期待するという方法もある。

### 3. 役員報酬基準・中長期計画への評議員会の関与について

○ 個人がもらっている額まで公表するのは反対だが、予算を組むのであれば役員報酬基準を示すのは組織として当然。

○ 基準作成は当然必要だが、個別事項について同意をもらうことまでは必要なく、ガバナンスコードや事業報告等での情報公開で手当てすべき。

○ 理事会が評議員会に説明することは重要だが、実態をわからないまま評議員が意見を言いすぎると、責任と乖離し、経営を間違える恐れがある。

○ これからの私学経営には中長期計画は必須。特に経営が悪化している法人は、経営の基本事項として中長期計画を作るべきだが、トップダウンで作ってもうまくいかない。どこかで評議員会もかませることが必要。

### 4. 監事機能の実質化について

○ いきなり差止め請求ではなく、まずは責任ある理事会に報告させるべき。

○ 差止め請求権については今の監事職務の中でカバーし、理事会招集権を付ければ良いのではないか。これを規定すると、差止めをやらなかったからといって監事の責任問題になるのを懸念する。

○ 現在学校法人制度において監事の機能強化が謳われている中、他の法人制度が監事の違法行為差止請求権を認めていながら、学校法人だけこれを規定しない理由は見出せないのではないか。

- 監事の職務対象の明確化については、その責務が過大になり、責任も伴うとなると現実的ではない。特に小規模法人では難しい。
- 教学監査ができる監事でないとうは動かないので、教学監査という言葉をは明確にすべきでは。
- 監事が監査することとしている業務にはもともと理事の業務監査も含んでいたはずなので、それを明確にすべき。
- 理事の業務の執行監査には教学監査も含むはずなので、あえてそこに役員の監査と業務の監査や、法人の監査と学校の監査が別物であるような概念を持ち込むべきではない。

## 学校法人制度改善検討小委員会（第4回）議事要旨

### 1. ガバナンス体制の強化について

- 評議員会に諮問機関として実質的な役割を持たせるため、理事と評議員については兼務を認めない、もしくは例えば評議員会の人数を理事会の人数+1名にするなど、評議員会の人数の規定を見直すことで、評議員会の議論の活性化を図るべきではないか。
- 社会的にも、意思決定機関と意見を求める諮問機関が同じメンバーというのは説明が難しい。
- 理事を評議員会から外すことで理事会と評議員会のコミュニケーションが不十分になるのであれば、理事が陪席、もしくは一定の理事の出席を義務化することで対応可能。
- 様々な方からの寄附で成り立っている学校法人において、理事と評議員を分けることについて、一般企業と同様に考えるべきではない。
- 現状でも、理事を兼任している評議員から内容の説明をしっかりと行うことで、現在のスキームでも活発な議論が来ている。
- 学校法人の成り立ち、私立学校法制定の経緯を踏まえても、理事と評議員を分けることに関しては、学校法人に混乱が生じる結果となる。
- 理事会、評議員会で意見が割れる場合があるが、経営側が事前に教職員をはじめとした関係者に事前にすり合わせをしておくことが重要。
- 経営の責任は理事にあるが、評議員会では地域の観点など踏まえ議論することができる。
- 評議員から理事が選出される大学は相当数あり、理事と評議員の兼任には、卒業生をはじめとする評議員の思いを執行に反映するという意味もあるのではないか。
- 理事と評議員では情報量の格差があるため、どう埋めるかを考える必要がある。人を替えれば良いという問題ではなく、違うアプローチが必要ではないか。
- 評議員会は理事会の人数+1名でなくて、もっと多く入れるべきであると

考える。理事の構成数を基準に考えると、それでは回らない学校も多い。

- 評議員会が業務執行者のチェック機関であることからすれば、理事と評議員の兼任には違和感があるが、仮に学校法人の成り立ち等の関係で、理事と評議員の兼任禁止が難しいのであれば、評議員の義務及び責任を明確化することで評議員会の活性化を促すというアプローチもあるのではないか。評議員会が議決機関であろうが諮問機関であろうが、注意義務の水準に差はあれど善管注意義務を負い、その義務違反により損害賠償責任を負うことに変わりはない。その点を明確化するために、評議員の義務及び責任を明記すべきである。なお、評議員会が議決機関の場合のみ評議員に義務及び責任があることを法律上明記するという意見もあるが、そうすると反対解釈で諮問機関の場合に評議員に義務及び責任がないと解されることになりかねないので、両者について義務及び責任を明記すべきである。
- 委任関係、補助金適正化法上でも役員には善管注意義務があるため、私学法に書き込むとするならば、その意味について整理が必要。
- 学外理事を評議員会に加える必要はあるのか。理事以外の意見を吸い上げやすくするという意味では、空いた席で適した人を埋めればいかがか。

## 2. 学校法人の経営の強化について

- 潰れる寸前が支援者にとっては支援の良いタイミングとなるなど、支援者と学校法人の利益が反する場合があります、公正な仲介人の役割が重要。
- 現在の私学が置かれる状況が喫緊であることを勘案すれば、私学事業団の役割の強化が必要。
- 現状マッチングを担う機関がないので、私学事業団でマッチングをできるようになれば意義がある。マッチングを担う機関には秘密保持が求められるが、公的な立場である事業団に主導してもらうと、安心感がある。
- 事業団として資金の融通のようなものもやればより円滑に行えるのでは。
- 事業団に対しては、譲渡したいという相談よりも、譲り受けたいという相談が増えつつあるというのが実態。学校法人の制度の中で新たなお金を入れるスキーム、再生スキームが無いので、全体のスキーム作りも必要となってくる。
- 1年に1回の決算状況の報告では間に合わないケースも多く、仲介に入る

段階以前に踏み込んだ指導を事業団が行えるかが課題。

- 私学事業団が大学統合に役割を果たす場合、合併等の強制的な手段が無いこと、失敗した場合や予期せぬことが生じた場合の責任等の検討が必要。
- 学生が減り、収入が減るという以外にも、設備投資、不祥事等が原因となる破綻シナリオがあり、そういった突発事案について、どのように対応していくかの検討が必要。
- 経営強化集中支援事業で、中小規模の合併を加点要素として補助金を拠出していたと思うが、その動きを広げていくという考え方もあると思う。
- 学校法人の経営はそれぞれ自己責任との考えは賛成だが、その際の在学生の扱いについてきちんと整理する必要がある。
- 中長期計画について何を書くのかについてまでは法令で規定せず、学校法人の自主性に委ねるべきではないか。
- 中長期計画については、法律で作るのかガバナンスコードやるのか議論があるが、4割の学校法人で作成していないのが現状。

## 学校法人制度改善検討小委員会（第5回）議事要旨

### 1. 学校法人の経営の強化について

- 設置者変更の際、経営上問題のある部門を切り離すことになると、経営面のチェックが課題となる。
- 設置者変更の申請に必要な書類の精選については、手続きの簡略化も含めて検討すべき。
- 連携統合を行った際に単に管理機構を簡素化するだけでなく、例えば教養教育を共同で実施するなど、連携統合した際の狙いどころを文科省又は私学事業団に整理していただきたい。
- 事業譲渡を行う学校法人のみ財務状況をチェックするのではなく、事業譲渡を行わない学校法人の財務状況についてもしっかりチェックを行わないといけない。
- 経営指導を行う法人については経営改善実績を上げる基準が3年程度となっているが、3年では経営悪化が進みすぎており、必要に応じて3年を待たずに措置をする必要がある。その際には、学校法人の情報が集約される私学事業団と共同で作業を行ってもよいのではないか。
- 経営困難な学校法人に対する対応策については、断片的な議論ではなく、考えられるものを網羅的に洗い出して議論すべき。
- 報告及び立ち入り検査をするタイミングを早めて、経営上の問題に対して早期発見、早期対応をすることが重要。経営が立ち行かなくなってから報告及び立ち入り検査を活用しても、対応策は解散しか残らない。
- 解散に至る手続きの枠組みを議論する必要がある。
- 連携統合は経営指導法人のみの選択肢ではなく、前向きに行われるものもある。
- 各学校は競争関係にあり、地方のプラットフォームがなければ国公私連携はあり得ない。
- 学部単位の事業譲渡のメリットをはっきりさせる必要がある。特に学部単位で切り出している財産分与が難しい面に留意が必要。

- 学部単位の事業譲渡の際、清算は金銭的に行われるであろうことを踏まえると、財産をどう評価するかが問題となる。
- 私学には経営の自主性があることから、法令に違反したわけでもないのに財政上の理由で何故指導を受けなければならないか、また、どういう状態に至れば社会的に放置できないのか、ということを確認にしなければならない。
- 経営指導強化指標に反していることを指導の根拠とする場合は、当該指標が納得できるものでなければならず、その際、財政面以外の事項をどこまで指標に組み込めるかを議論する必要がある。
- 事業報告書は学校法人の運営の「結果」を記載するものであり、経営改善のための「方策」を記載するものではない。中長期計画に対応方策を記載させ、学校法人自らが宣言した計画に反しているから指導を行い、当該計画を見直させるということはあり得る。
- 中長期計画を義務化する前に経営指導強化指標を示すのであれば、私学側の納得を得るために議論をさらに詰める必要がある。
- 学校法人は設置者の意思で生まれるものであり、撤退も自己責任で行うものであることを踏まえれば、学校法人の運営の方向性は各経営者が決定するものであることから、学校法人に対する経営指導と私学の自主性の整合性を議論しないといけない。
- 学校法人に対して解散命令を出した後に学校法人から訴えられた事案があることを踏まえると、学校法人に対して合併・譲渡を促す際は納得を得た上で進まないと同様の訴訟リスクがある。学校法人に対する文部科学省・私学事業団の介入は慎重に検討すべき。
- 文部科学省の経営指導については、学校法人の情報公開を前提とすべきである。情報公開で開示すべき情報を整理して、私学事業団の協力を得て学校法人の経営者が他の法人と比較をして経営判断ができる仕組みを作った上で、文部科学省が学校法人に対して指導する、という流れでないと私学の自主性・独立性がないがしろになる。

## 2. 学校法人の情報公開の推進について

- 情報公開のメリット・デメリットを整理する必要がある。
- 情報公開によって影響を受ける私学側の受け止めがどうかということが重

要である。

- 情報公開審査会の答申では、学校法人の経営戦略が分かるが、学校ごとの補助効果を説明する観点から、資金収支と消費収支の内訳表の大科目レベルは開示すべきとされている。
- 現在、開示請求で手に入る情報であったとしても、これを一般に示すかという議論は、法改正も含めて行わないといけない。
- 情報公開についてどのように受け止めるかという調査を、中高法人だけでなく、大学法人にも実施してみてもどうか。
- 情報公開の議論は学校法人が社会に対してどれだけ説明責任を果たすのかという議論である。学校法人には、その公共性に基づく補助金支給に起因する公的責任や、学校法人の経営状況に対する社会の信頼が損なわれている中で安定的経営が行えることの説明責任から、情報公開を行う責任がある。
- 利害関係人に対する閲覧は、情報公開とは別物であり、当然の責務である。
- 議論が情報を出す側に偏っている。誰が情報公開を求めているか、どう使いたいのかということを経査すべきではないか。
- ニーズを調査した上で、情報公開の範囲を判断すべき。大学の一番のステークホルダーである学生・保護者に経営情報が渡るようにすべきであり、大学の学生・保護者が大学選びをする際の判断材料として情報公開を使うのであれば、小科目まで公開すべきである。
- 情報公開がなぜ必要かというところが検討のスタート地点となる。
- 現状の計算書類の構造は公開されることに対応したものではなく、今の計算書類を前提に公開範囲として小科目を出すか否かを議論しても仕方ない。
- 細かい財務情報の前にまず法人情報の公開を手当てすべき。寄附行為や役員・評議員情報は公開すべき。役員報酬基準はイメージがわからない。
- 最低限公開する情報を決めた上で、利害関係人の多さや経済規模の大きさから追加で情報を出す法人の線引きを行えばよい。
- 財務情報の公開について私立学校法で規定する場合、事業報告書に記載すべき事項として財務情報を位置づけ、例えば大臣所轄法人はここまで記載し、知事所轄法人はここまで記載する、という形で整理すべき。

- 学校法人の公共性・公益性を踏まえると財務情報の公開は必要であるが、財務諸表をただ示すのみではなく、いかにステークホルダーに説明するのかという観点が重要になる。
- 事業報告書に記載する事項の順番は検討すべきである。
- 事業報告書の作り方を提示すべきである。行っている事業を示して社会に応援を求めるのが事業報告書であり、応援しようと思ってもらえる事業報告書にしないといけない。
- 事業報告書の中に財務情報を位置づけ、財務情報についても何を行うためにどれだけの費用が掛かりどういった成果が上がったかが分かる形で記載しないとイケない。
- 法人運営の見える化の観点からガバナンスコードのとりまとめを考えていく必要がある。
- 公開する法人情報と教学情報を一体化してしまうと、教学情報が膨大であることもあり、法人情報が一般の方が読めない量になってしまう。
- いい生徒・学生、いい先生に学校に来てもらうためには、建学の精神を活かしてどのような法人運営を行っているかを堂々と言えることが必要であり、事業報告書を公表することは学校法人自らのためになる、という思考の転換が必要である。

## 学校法人制度改善検討小委員会（第6回）議事要旨

### 1. 学校法人の経営の強化について

- 学校法人の中長期的な活動をステークホルダーに広く周知するため、公共性、公益性の観点からもある程度細かく書く必要があると思う。
- 事業報告書は決算と結びついており、単年の事業計画があるが、それと中長期計画とをどう結び付けるのか。事業計画の中に、継続案件として複数年の事業を書いている例もあるので、事例を集めていくのもいいのではないか。
- 狭い地域にステークホルダーが限られている場合には、中長期計画を作るというのは限界がある。他方、日本全国と関わりうる大学については、学校法人の規模に合わせて、学校を理解してもらうツールとして中長期計画を活用すべき。
- 中長期計画については、教職員に理解してもらうということが目的の一つであり、加えて、保護者や関係者に理解してもらうという意義がある。
- 建学の精神が時代に合わなくなっているとしたら、その都度解釈を変え、説明をしていくなど、私学が社会にわかってもらうための姿を作り上げることが重要。
- 何を情報公開するかは私学の独立性にかかわる。また、毎年やったことは報告できるが、毎年やる目標などは変わってくるので、中長期を作るのは難しい面がある。年度ごとに事業報告などはするが、窮屈にならないように形式はゆるやかにすべき。
- 学校種ごとに区切るのわかるが、法人格で切り口としたときの規模という観点をどう判断するのか。大規模な高校、小規模な短大などもあると思うが、その整合性も議論しなければならない。
- 中高法人の地域性を踏まえると、所轄がどこかというのも、重要な観点ではないか。
- 人数規模が異なっても、学校種が一緒であれば、考えるべき項目自体は変わらないのではないか。
- 事業報告書の中で、教育事業は当然中心になると思うが、それだけにならないように、バランスを取ることが必要。

- 公共性、公益性を担保するために最低限情報公開すべき部分は幅広く対象とし、それに加えて保護者等のステークホルダーに対して何を付加していくのかは、誰に対する公開なのかを明確にしたうえで検討していくこととなるのではないか。
- 議論の共通項としては、法人の概要、事業内容、財務情報の3点は必要ということ。基本的に出さなければいけない事項を明確にして、学生、保護者、教職員が法人の運営について、きちんと理解できるようにするのとのころまでは異論がないと思う。

## 2. 学校法人の破綻処理手続の明確化について

- 解散命令が発出された場合にも、理事が清算人に就任することとなるが、破綻状態の場合、清算人が破産手続を申し立てないと、他に債権者が申し立てない限り、手続が開始されず、事実上停止した状態になってしまう。清算人を適切な者に交替させることで、スムーズに破産手続に移行できるようになる。
- 清算人については、学校法人の経営等に知見がある人になるが、具体的に清算人を誰にすべきか、専門家リストの作成等が非常に難しいのではないかと思う。
- 理事が清算人になり、善管注意義務が問われた場合、清算人になる前の義務違反を後で問われることになるが、厳しい面があると思う。
- 地域に人がいなくなると、当該地域での学校の存立が不可能になるので、体力あるうちに解散するという選択肢を取った方が影響が出ないとの判断は当然あり得る。
- 清算手続を適切に行わなかった場合などについて、清算人に対する善管注意義務、忠実義務も併せて検討すべきではないか。
- 多額の給与をもらっているわけではないにもかかわらず、賠償と言われても不可能であるため、善管注意義務、賠償責任を課すのは慎重であるべきではないか。
- 明文にはないものの、現在でも清算人は善管注意義務を負っていると解されるため、善管注意義務、損害賠償責任を明文化しても、現行から大きく変更されることにはならないと思う。
- 申立人については、私学事業団は多くの私学に貸付けていると思うので、

私学事業団がならざるを得ないのではないかと思う。

- 私学の自主性があるから所轄庁に破産手続等開始の申立権を付与できないというのは、おかしいのではないか。私学は自主性もあるが、公共性もあるはずであり、資金ショートなどを行っている状況で、私学の自主性を優先すべき状況ではないのではないか。
- 所轄庁に破産手続等開始の申立権を付与しないのであれば、その代わりに経営困難な法人が破産手続等を開始しない場合の対応を検討する必要がある。方法としては、私学法 25 条に「必要な財産」の保有を必要とする規定があるが、真に財産がないところは、同条違反ということで、解散命令につなげていくという選択肢もあると思う。そのためには、「必要な財産」の定義を明確化する必要がある。
- 立入検査権が現在はあるので、状況把握もでき、是正可能。その運用の中で考えると、清算破産手続きから破産に向かうというのが適切かと思う。
- 所轄庁がいつでも清算できるようになる、言うことを聞かないと解散させると言うことを言える状況にするのは不適切だと思う。
- 申立権を行政監督官庁に付与しないのであれば、経営指導をしっかりとやり、事業団も含め状況を把握しておくことが必要。
- 授業料にかかる債権順位については、授業料の持つ意味を 4 年間の総授業料を分納しているか、月謝のように考えるによって異なる。分納としてとらえるのであれば、債権順位を確保できることとなる。
- 基本的に大学は入学した時の条件で卒業させており、また、カリキュラムポリシーも、4 年在学前提に組まれている。4 年間で一体として考えるのが適切ではないかと思う。
- 私学法上に授業料は 4 年間で一括りとして考えるということを明記すれば、より明確になるのではないかと思う。
- 幼稚園においては、在学期間を 1～3 年間の中で選べるため、1 年が最長という性質になってしまうのではないか。
- 中高においては、社会情勢によって授業料を変えている学校もあるのではないか。

- 授業料は基本的に最初の時点で確定されて在学期間中は変更できないものなのか。もしそうであれば、比較的（大学の場合に）4年間の在学契約と捉えやすいのではないか。
- 大学、高校以下の授業料の考え方を一度整理し、次回さらに検討する必要がある。

## 学校法人制度改善検討小委員会（第7回）議事要旨

### 1. 学校法人の破綻処理手続きの明確化について

- 授業料については学則に規定されることとなり、学則の中で授業料の変更の可能性について定めがあれば、不合理でなければ改定できるということになると解される。
- 学籍簿の管理だが、コンソーシアム作りを行うのか、文科省や事業団が行うのかについて議論の整理が必要。その際、学籍の認定については、転学等の関係もあり、誰でも勝手に認定するというわけにはいかない点に注意が必要。
- 破たんの際に、一端の責任がある教職員の給与は財団債権として保証され、学生の債権が財団債権として認められないというのは不合理ではないか。
- アメリカの認証評価機構が、閉校時の学生の卒業記録等について、廃校後にも事務局機能を存続させるという法的措置があると聞いている。それにならば、例えば、我が国の認証評価機関を活用することも考えられるのではないか。
- 在籍中に学校が立ち行かなくなると、3年次にほかの大学に進級するとき前に取得した単位をどのように認定して新しいのに移すかという点と、在学したという証明を出すときに、文書の名義人は誰にするのかという点について整理が必要。
- 実際に破産債権が換価できるのは、ずっと後になり、財団債権だけでも100%保証されるかどうか分からない。その点をどこまで補償できるかということがあがるが、ただ、実態としては個々の学生の判断や請求になってしまうため、管財人にその事情を分かった人間をしっかりと入れないといけなない。
- 学生の前納授業料の返還債権を立法的に財団債権とするのに民法等を改正することは相当困難ではないか。

### 2. 理事・評議員の兼務

- 評議員会については、兼務の禁止の前提として、まずは評議員会を諮問機関と位置付けるべきか議決機関と位置付けるべきかを法的に整理する必要がある。この点については現行どおり諮問機関でよいと考えるが、他法人と異なり諮問機関であることを維持する理由としては、学校教育法で定められた教学組織との関係に求めることになるのではないか。

- その上で、諮問機関とした場合、評議員会の役割をどのように考えるかというアプローチから兼任の是非を検討すべきである。評議員会の役割については、チェックする機関であることを強調すると、チェックする側の評議員とチェックされる側の理事が同一人物であることには問題があることになる。一方、多様な利害を調整する機関であることを強調すると、理事も利害関係者の一種であることから、兼務も問題ないということになる。
- 評議員会と理事会は原則兼務禁止すべき。一方で、現在兼務が認められていること、評議員会と理事会の役割を踏まえると、兼務する者がいるというのも理解できる。そのため、一定数の兼務を許容しつつ、兼務を許容する者の数や要件を厳格化することがいいのではないか。
- 評議員と理事について兼務は可能だが、現時点でうまくいっていることを改正する必要は全くないのではないか。
- 私学も公教育であり、国民全体で支えていくことということを踏まえると、やはり性善説だけを前提にガバナンスを考えるのは難しいのではないか。
- 諮問機関として評議員会を考えるわけだから、多様な意見を言っていたら、採用するしないは全く理事会の自由というのでいいと思う。
- 以前の私学法改正の際に、評議員会を諮問機関として決めきれなかったという点があるので、諮問機関ということを明示し、権限関係を明らかにするのは意味がある。
- 学校法人が設立された経緯等を重要視すべきという観点からすると、兼務を禁止するのではなく、評議員会に対して理事会が諮問する場合は、例えば評議員たる理事は諮問事項の説明のみにとどめ、質疑応答ないしは同意の意思表示は兼務でない評議員の中だけで行うというような形はとれないのか。
- 評議員たる理事の役割が何かというと、評議員会で説得し、うまくいかなかった点を理事会につなぎの役割として持ち帰るということに意味があり、兼務はあってしかるべきではないか。
- 円滑にするために学教法で学長の権限を強めたような観点からすると、理事と評議員との兼務はおかしの感じがするが、最低基準としての私学法はよくできており、今の理事と評議員の在り方に関するものは堅持して全く問題なしと考える。

- 法的に現状を維持する事になってもガバナンスコードに書き込むことにより運用面でカバーできないか。
- 執行側・教学側、常務理事、外部理事が各自の期待される役割だけに責任を持つのではなく、トータルで理事会全体が学校法人の運営を持たせるということが大事。
- 評議員会が運用の仕方の中で、除かれるというのであれば理事が陪席すればいいのであって、無理であれば評議員と理事が集まればいいのではないか。また、兼務をはずすというのが、運用で難しいということであれば、それぞれの選任母体の数を超えない数であればいいのではないか

### 3. 役員報酬について

- 役員報酬について、内規を置かないという選択肢はないと思うが、それをオープンにすることとは分けて考えるべきかと思う。
- 報酬基準という形で規定を作ることは重要だが、情報公開することについては、慎重であるべきではないか。
- 報酬基準の策定について、評議員会の同意を得るべきかどうか整理が必要。また、公表の仕方については、企業ベースまで求めるのは細かすぎるのではないかと思う。
- 実際の学校法人の役員報酬規程には、役員報酬については理事会の決議で定めるとだけ規定されているものもあるが、それではお手盛りの危険は解消されないので、ある程度は算定基準等を規定したほうがよい。ただし、法律上は、「報酬基準を定めなければならない」という規定だけを設ける形となるのではないか。
- 報酬基準を何らかの形で定めた方がいいが、あまりきっちり基準を決めすぎると、緊急事態に対応できなくなるため、報酬基準は別表で定める、別表は柔軟に変えられるようにするというくらいがいいのではないか。
- 細かい結果を出す必要はなくて、項目と手続きを明らかにしてくださいということを提示すればいいのではないかと思う。

## 学校法人制度改善検討小委員会（第8回）議事要旨

### 1. 理事・評議員の兼務

- 理事会と併せた形式的な開催や、評議員会が形骸化しているとあるが、ルールを変えるならば、その具体的な事例を示すべき。
- 評議員会で理事会提案を否決することはほとんどないし、重要な案件であっても、理事会から評議員会に問題を提起することもほとんどない。理事会をバックアップする観点から、評議員会は活性化した方がいいかと思う。
- 他法人と比較した時に、学校法人の独自性を考えると兼務はあり得るということになるが、兼務を認めるとしてもガバナンス・コードに何らかの規定を置くべき。
- 諮問機関であるのになぜ兼務が出来るのか疑問が残るため、「兼務を認めるのが適当だ」と推奨するような書きぶりは控えるべき。
- 兼務を認めなくても、運営上の工夫ができる。常任理事には評議員会への陪席を義務付ける、その他の理事は陪席を可能とする、評議員も理事会への陪席を可能とすること等により、評議員の立場に応じた意見が多く出て活性化につながる。
- 私立学校の中心の担い手は理事会という前提に立つと、評議員が権限を持ちすぎるのは良くないが、兼務がいいかどうかという二分法には疑問がある。理事・評議員の中にも色合いがあり、学校法人がやっていることを多くの人に理解してもらいたいならば、そのための仕組みを作るべき。たとえば外部理事については、理事会で多くの意見を言ってもらうことを考えると、兼務する必要がある。
- ガバナンスの機構として評議員会の持つ機能が、議決・諮問・チェックなのかという議論をしたうえで、兼務の話をするのが本筋。その際には、監査機能が評議員会により期待されてきていることにも留意すべき。
- 評議員会のあるべき姿は諮問機関であるし、役員の執行についてとか財産状況についてチェックし意見を述べる機能が期待されており、私学法がどうであれば機能を果たせるのだろうかという観点から兼務はどうかを考えてきた。もし、實際上法手当できないなら、ガバナンス・コードに盛り込めばいい。
- 学校法人の中ではチェック機能が重層的になっている。理事会も本来は監

事等からチェックされる期間だが、各理事の業務執行についてチェック機能を果たしている。

- 今の時点でまとまっているのは諮問機関という位置づけと、兼務も容認ということ。その前提で、評議員にどういう機能を持たせるかを法律で決めるべき。
- 実際に私学法 38 条で評議員と理事が選ばれているという実態があるから、それは兼務がさまたげられない理由としてあげるべき。
- 兼務者たる理事は、諮問事項の説明に徹し、諮問事項に対しての意見表明をするのは兼務者でない者のみにするということがいいのではないか。
- 運用上の工夫であれば、ガバナンス・コードに書き入れるとあるが、それで十分なのか。私学法 41 条の運用方法に概要を書き入れるか、両方に入れるかは議論したほうがよい。
- 社会福祉法人がチェックに機能の強化のために理事と評議員の兼務を外したから学校法人も兼務を外すべきという議論は適切でない。兼務しつつチェックの機能を発揮する方向もある。
- 兼務を認めるのなら、評議員会が機能しているという事例を盛り込んだ方が結論に持っていく流れがよくなるのではないか。

## 2. 監事の機能

- 違法行為差止請求権まで言っていないかは疑問で、もし請求権を行使しなかったら不作為による背任があり得る。監事の権限を強化するならば刑事法との線引きも考えないといけない。
- 単に本当はやるべきだが何もしていないというだけでは、背任罪の目的要件を満たしていないので、刑事罰を科されることはないのではないか
- 学校法人の監事は、弁護士がつく例は珍しく、会社の役員・地方の実力者がつくことが多いのであって、制度を変える場合には人選・研修・教育が課題になる。
- 執行の責任者である理事長がチェックする立場の監事を指名するのは不適切。理事会を最終決定機関とするならば、理事会で選任するのが自然。
- 私学の場合は不正行為の所轄庁への報告権が認められており、報告をうま

く使えば差止と同様の機能を果たすことはできるのではないか。

- 差止の根拠となる考えは2つ。1つは私学の自主性で、本来であれば所轄庁を頼らず自助努力でやるのが原則。もう1つは請求権を義務として認めると、監事のきちんとした職務執行にもつながっていくということ。
- 監事の責任と役割を理解して、職責を果たす人を集めるのは困難。問題があれば監事が所轄庁や理事会への報告を行い、理事会を開いて対応すればいいのであって、監事1人に大きな権限を持たせて、学校法人をつぶさせるようなことはあってはならない。
- 監事の選任について、理事会での意見陳述権は認めるべき。また、監事への報告 義務・理事会招集権は認めるべき。
- 違法行為差止請求権を義務化するならば、責任の範囲を重過失に限るなどして、責任の軽減規定を設けるべき。
- 監事にどういう機能を持たせるか考える際には、法人運営に直結する業務監査をやっているというところを考える必要がある。

### 3. 中間報告案の章立て・書きぶりについて

- 現状を維持しながら強化を図るというイメージに落ち着いてきたように思うが「学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化」との表現は適当なのか。
- 法律で善管注意義務や第三者に対する賠償責任が入るとすれば、相当な改善と言えらると思う。
- ガバナンス→経営強化→情報公開→破たん処理となっているが、繋がりを考えるとガバナンス→情報公開→経営強化→破たん処理がスムーズ。
- 連携統合の支援、付随して学部単位の円滑な譲渡を記載したうえで、経営指導を強化して法人の経営判断を促し、そのうえで破たん処理の円滑化という順番が適切ではないか。
- 経営強化をすることの手段として情報公開をとらえているかによって章立てが変わってくる。
- 会計監査人を機関として位置づけようとしているならばガバナンスの章に入れるのがよいと思うが、私学法上の会計書類に第三者保証を与えると

いう位置づけであれば情報公開に入れるべき。

- 自律に任せる中で問題が起きたので、さらに社会的責任をはたすきっかけとして提言をするという位置づけが必要。そのための方策としてガバナンスや情報公開があると説明することが大事だし、自分たちが生き残るためにも改革は大事なんだという理念を含めてもらいたい。
- 破たんの章の結論をより明確にすべき。
- 教学監査について入っていないので、監事の守備範囲に入っているということを入れるべき。
- 破たんをしたところの学生が転入する時に、授業料はどうするか等は具体的なケースに基づいて考える必要があり、丁寧に方向性を議論する必要がある。
- 「公表する情報の充実について」に、充実と信頼性確保を入れていただきたい。信頼性確保の一環として、計算書類の監査についても触れてもらいたい。
- 監事が財産監査をするのは実務的に難しいが、公認会計士監査が法的に位置づけられておらず連携が取れていないので、役割分担を議論の対象にしてほしい。
- 収支計算書の作成基準について触れておいたほうがいい。
- 募集停止後の大学廃止までの間に行うべきことや、教職員の就職先、廃止までの運営資金の確保は、問題提起だけで具体的な中身がない。
- 所轄庁に申立権を認めない以上は、学校法人の経営状況のチェックについては「所轄学校法人の状態を正確に把握するため、運営調査を実質化・精緻化する必要がある」などと書くべき。
- 情報公開はガバナンスの改善強化に入れ込んで、監事機能の強化や、評議員会の機能強化と並ぶ形が自然。
- 「学校法人における事業報告書の記載例」を参考とすると、かなり経営情報が入ってこざるを得ない。収支状況も含めて、経営内容がわかるようなものを義務付けると、今までの域から抜け出た情報公開になるので、そうだとすると別立てもありえる。

- 情報公開が重要項目であることは間違いないので、報告書で目立ったところにあるべきだとすると、別項目もありえる。
- 中長期計画策定は、法律で義務付けることに疑問がある。そもそも事業計画は評議員会の諮問になっており、中長期計画と事業計画は意味合いは大きく違わないと思うので、従来 of 諮問でカバーできないのか。

## 学校法人制度改善検討小委員会（第9回）議事要旨

### 1. 利益相反について

- 対象となる理事の範囲については、代表権のある理事だけでなく理事全員を対象とすべきである。一方で、事後的に理事会で追認すれば有効となる以上、あまり特別代理人の手續を存続させる意味は乏しいため、特別代理人の制度を廃止し、利益相反事項には理事会の承認を必要とする規制とすべきである。
- 特別代理人は無くし、理事全員について利益相反を適用することが適切なのではないか。また、利益相反事項の審議においては監事が合理的取引かどうかという理事会の決議状況を見るのが非常に大事であるため、ガバナンスコードの中でのこういった取引での理事会での対応について記載していただきたい。
- 実務的には、理事が自分の会社と学校と取引をさせようとする場合に、理事会での審議をして、議決には加わらないということは当然ではないか。また、通常の理事はそもそも代表権を持っていないため、特別代理人の選任に影響を及ぼさないのではないか。
- 代表権を持っている人だけ登記して、後は登記しないため、特別代理人という制度を理事長以外に広げる必要はない。理事は利益相反があったときは理事会に参加できない、あるいは議決権を行使できないということで足りるのではないか。
- 会社法に準拠した形にして、特別代理人制度を廃止するというのが妥当ではないか。理事長だけ特別代理人制度を残すかどうかは、別の論点として残っている。
- 理事長が個人所有の土地の半分を学校法人に寄付し、まだ理事長の土地が残っているという法人は幼稚園では少なくない。その土地を個人のまま残しておく、相続人が増えてしまうため、生きているうちに法人所有にする動きはかなりある。その際、特別代理人のようなものがきちんと機能することは非常に有効。
- 出資会社の役員には理事長や理事になっている事が多いため、出資会社と契約すると利益相反行為になるが、出資会社と契約する方が学校法人にとって得である場合も多々あるため、特定の企業との契約を制約するということになると、好ましくない。少なくとも理事会でチェックする、財務諸表をはじめとして報告する、報告を理事会でもう一度チェックする、という体制が

好ましいのではないか。

## 2. 出資会社について

- 現状の通知以上透明性を高めようとするれば、注記事項を充実し、50%を下回っても概要を送付させるなどが必要ではないか。
- 学校法人の会計と民間の会計は異なるが、民間の会計が分かっている人がチェックしているとか、企業のような連結会計は無いが、理事会で出資会社についても見る、などということガバナンスコードに書き込んでいくことが必要。
- 出資会社を作る趣旨としては、経費削減することがあるため、出資会社が悪だという考えはとってほしくない。ただし、学校法人の理事長は出資会社の取締役を兼ねるべきでないと思う。
- 出資会社は、いくつかの学校、地域の学校が連結してやっていくということが、考えられるため、出資割合二分の一という考えでなく、一定の関わり方を見ていく必要がある。また、出資会社の活動の幅が狭まってしまうおそれがあるため、厳密性より、透明性が確保されている、しっかりチェックできているということを示していくべきではないか。
- 親法人の役職員が事業会社の監査役に就任できないとするのも一考ではないか。また、それが難しいとしても、親法人（学校法人）の監事が事業会社を監査できるように、会社法のような子会社調査権を定めるか、ガバナンスコードなどで担保すべき。
- 研究成果をもとに起業するような例もあるので、そういった会社との取引についても、出資会社の範囲に入れて考えるかも含めて、考慮する必要がある。

## 3. 中間報告案について

- 監事の選任については、理事長が任命するのは学校法人だけなので、ガバナンスコードで対応することを検討していただきたい。その際、指名委員会・報酬委員会と別の会議体で議論をし、理事会で決めるのが望ましいのではないか。理事、評議員についても同様にガバナンスコードに規定すべき。
- 前回会議で、理事会の代表者として、理事長が発令するが、基本的に理事会において選任を決定した上での方が良いという意見があった。
- 前任が後任を指名することは監事機能の実質化につながるというのは、理

屈付けが難しいため、株式会社並みに別の委員会で選任し、理事会で承認するというのいいのではないかと思う。

- 中長期計画の策定を法的に義務付けるのは違和感がある。せめて、策定を促すとか、具体的にはガバナンスコードに落とすとかではないかと思う。
- 事業計画は単年度だが、実態として事業計画に中長期的なことを書くというのもあると思うが、確かに、義務付けるというのはハードであると思う。
- 中長期計画の義務付けはなじまない。経営計画を作る際に連動してくるため、個別に指導もできる。ただ、義務付けるとすると、大学法人と限定していいかという問題が生じる。短大、高等教育を担う専門学校はどうするのか。高等教育を担う部分はこういうことを促すとした方が、筋が通っていい。
- 報告書案上、文科大臣所轄法人（大学法人）としているが、短大法人、高専法人もある。高等教育という点でいうと、準学校法人も私学法の制約を受けている。表現の問題として、大臣所轄法人ということていくのかは検討が必要。
- 中長期計画の策定を促す形と義務付ける形の間にするなら、中長期計画についても、評議員会に意見を聞くとしてはどうか。
- むしろ義務付ける方が良いと考える。中長期的観点に立った計画的な経営ができていないところが多く、単年度の決算や事業計画などの審議では中長期的な議論には至っていない。しっかりと中長期的な計画を作り、長い目でチェックし、経営を方向付けることが重要。
- 平成 27 年の調査では 41% がまだ作っていない。経営状況と作っていないところの相関関係も見てみるといいのではないか。国立大学は中期目標を立ててやっているため、それとの平仄も含め、なんらか法律に書き加えた方がいいのではないか。
- 技術的に中長期計画の策定を義務付けるということは他法人並びでそもそも可能なのか検討が必要。
- 今まで見てきた例として、目標を抽象的に書いてあるところが多かった。報告書の提言の中には、「データや、エビデンスに基づく記載が必要である」ということを記載していただきたい。
- 法令上の用例は独法化した国立大学法人法にはある。独法以外の公益法人

類型ではない。特殊法人でも、中長期的な計画を、という趣旨の規定はある。

- 中長期計画の策定をしなかった場合に、罰則に結びつかなければ、「作成するものとし」「作成し」とすれば、つながりやすいのではないか。中長期計画を作っていないならば聞くこともできないため、評議員会の意見を聞きなさいというところが重要。
- 学校法人は施設計画、財政計画、教学計画など中長期的な観点が非常に重要。ここ十数年間の国立大学との差は、中長期的な観点での経営改善ができていないことが大きい。
- 法律に義務付けというのを落とすというのは、おかしい。経営者自身が条文を見た時に、私学のトップとしてのプライドが許すのか。決定に際して意見を聞かなくてはならないというところが、決定という言葉が合うのかどうか検討が必要と考えるため、書き方の工夫がいるのではないか。
- いずれにしても評議員会で諮問事項の中に中長期計画を入れておけば、そこからつくらなければいけないというふうに誘導するという手はあると思う。
- ガバナンスコードにおいて、経営者自身が、公正な姿勢を確立する、公共的な使命を確認する、ということを入れた方がいいと思う。義務化ということではないが、外部から批判されることが無いようにすることが必要。
- ガバナンスコードについては、教育情報の見える化、など、「見える化」がキーワードになっている。法人運営の「見える化」という観点で扱っていくことが必要ではないか。
- ガバナンスコードについて理事の選任や監事の選任など、経営の強化の根幹となるところが出てこない。責任者をどう選んでいくかということについてもガバナンスコードの中で書き込んでいった方がいいのではないか。
- 情報公開の中で、寄附行為そのものを公開対象とするの方がいいのではないか。
- ガバナンスコードについて、私学団体に入っていない団体などもあるが、どう考えるのか。また、作成主体も、文科省が作る、事業団が作る、内部監査協会が作る、などの選択肢もあると思うが、それをどう考えているか。
- すべての学校法人が団体に入っているわけではないが、例えば複数の団体が集まるのもあるし、認証評価はすべての大学が受けるため、認証評価をや

っている団体が、やることもあり得るのではないか。

## 学校法人制度改善検討小委員会（第10回）議事要旨

- 明文化されていないが、評議員にも善管注意義務がかかることは明確なので、その点も記載いただきたい。また、過去一定年数の間に学校の役職員であった者を外部理事の対象から外すなど、外部理事の要件の厳格化などもありえるのではないか。
- 利益相反の部分で、「実態として基本的には学校法人からの推薦に基づき選任している」とあるが、実態を都道府県にも確認したうえで、記載すべきではないか。そうでなければ、「少なくとも文科省所轄法人では」などと限定すべき。
- すべての理事に損害賠償を求めるのか、外部理事の責任を限定するのか、外部理事の扱いの検討が必要。会社法を参考に、量的規模や取引の質によってどのようにすべきか決めるべき。
- 民事的には損害賠償の額を役職に応じて減らすというのは、かなりしっかりとした根拠が必要になると思う。
- 刑事の場合は、背任・横領・労基法違反等に絡むと、外部理事だから、ということでは逃れられないのではないか。
- 学校法人の外部理事は引退した方が多いため、第三者への賠償責任を負わされるということを踏まえると、成り手がいなくなることも懸念される。監事についても、同様。
- 特別利害関係人が、利害関係がある事項を議決するときには、議決から外れるということは、他法人では法律上規定を入れているため、私学法においても検討いただきたい。
- 理事会が追認承認したところに瑕疵があれば、損害賠償の対象となり得るし、利益相反行為をしたということで損害が発生した場合には、損害賠償に加え、理事の解任もあり得る。
- 例えば10年以内に役職員であった人が監事になれないということであれば、監事の中立性が守れるが、現時点では理事と監事を入れ替え続けることで、永遠に役職員であり続けることが可能な状況。
- 10年は会社法の規定を根拠にしているが、学校法人においても10年でもいいのかは検討が必要。

- 学校法人のことをよく知っているから、監事の役割を果たせるという観点もある。監事を内部とみるのか、外部とみるのか、ということで認識も異なる。
- 学校法人の特殊性もあるのかと思うが、外部理事というのは、多様かつ異質ということにあるため、むしろ学校のことをわかっていない、異質な人が意見をいうというのにも必要な観点と思う。
- 推薦というのは異質だと思うので、例示として「指名委員会等」ということで幅広く読めるようにしておけばいいのではないかと。ガバナンスコードにおいて「1名は異質」ということを書き込んでもいいのではないかと。
- 特に小規模の法人において新しい監事を連れてくるということは、学校経営に責任を負っていただくということをお願いする点と、学校の業務について全く知見がない人で機能するかという観点から、年限等で区切るよりも、現状でやった方がいいかと思う。
- 法的に規制に加えて、事業報告書等で役員の略歴を記載、外部理事を選任した理由などを記載し、見える化するということも必要だと思う。
- 監事を選任方法は理事長が選任するのではなくて、理事会で選任することは改革になると思う。当然理事会で審議する以上は、経歴などを開示しないと議決できないので、その方が説得力があるように思う。
- 実際には理事長が任命と言いつつ、理事会に諮っていることが多いので、「監事を選任に関しては、評議員会の同意を得て理事長が任命する」というのは一番簡単な書き方。実際は「評議員会の同意を得て、理事会の議を経て、理事長が任命する」というところだが、委員会を作るのも簡単ではないため、法律の文言上は「理事会の議を経て」としてもらえるといいのではないかとと思う。
- 評議員会の規模が大きいところは実質上できない面もあるかもしれないが、評議員会のなかで、指名委員会を設ける、などの方策もありえるのではないかと。
- 文章としては、「監事を選任に際しては、評議員会の同意を得、理事会の審議を経て、理事長が任命する」という形かと思うが、事務局において検討願いたい。
- 監事機能の実質化に向けた中には、調査権、理事会の自らによる招集権、

解任の際の説明権などを合わせて検討いただきたい。実質化を図るためには権利を明記すべき。

- 監事が遠慮して言わない場合もあるので、意見陳述権が良いのではないか。
- 私も賛成。私学法だと、監事の職務として書かれていて、権限なのか、義務なのかわからない。権限と義務を整理したほうが有益だと思う。
- 監事の職務は私学法上に記載があるが、ここにいれていくということか。新たに付け加えるか、調査権は通常入っていると解釈するのか。
- 調査権の遂行としてどこまでできるか、というのは必要。調査権と「権」をつけると、権利がどこまでかというのを決めないといけない。
- 学校法人の業務を監査するわけで、普通そこに限定は無いと思う。
- 事業報告、業務財産等の調査権と書いてあるから、ある程度制限されていると思う。
- 監事において調査が必要と認めた時に、調査できることが担保されないと、監査意見を述べるにあたって、十分な基礎を構築できない。
- 私学法 37 条記載されている監事の職務に係る調査権ということで限定をかければいいのではないか。
- 教学側は教学への介入を嫌がるかもしれないが、学校運営上教学が最重要課題であるので、そこに監事がしっかり意見を言えるという立場は重要であると思う。
- 監事の職務対象で、教学面について記載されている「学部学科の改組や学生生徒の募集計画等」だけでなく、日常的に動いて事項について見ていく必要があるため、例えば「自己点検評価のサイクルの稼働状況等」などと書いておけば、読めるようになるのではないか。
- 調査「権」とするのではなく、監事の権限の中で検討すべきで、監事の権限の中で、当然できるのだと思う。
- 企業の場合だと、内部統制とコンプライアンスを見る「内部監査部」があるが、内部監査部門がないと、監事は細かい部分まで把握するのが大変だと思う。ガバナンスコードの問題かもしれないが。

- 中小規模では内部監査部門を設けられないと思うが、総務課の中に作るなどは可能だと思う。学校の内部規定に詳しい人を付けないと、監事にとっては厳しいのではないか。
- 監事に調査権限を持たせること自体は賛成だが、幼稚園をはじめ他の学校種を持っている場合、どこまで踏み入ることができるのか、ということは考えなければいけない。
- 検討会議の時は、内部監査体制の連携、監事の補佐体制の充実、文書決裁についても監事に閲覧させるといった議論も出ていた。そのような項目も追加してもいいかと思う。
- 理事と評議員会の兼務について、私学法上の既成事実をベースにするのではなく、諮問機関化する中で、決議機関である理事会と兼務が認められる理由をもう少し説得力を持って記載しなければいけない。
- 評議員会の中で理事ではない人からの意見も、理事兼評議員の人の理事としての意見もあるため、意見を提言する、諮問機関としての機能というより、意見を調整する機関としての機能に着目した方がいいのではないか。
- 評議員数が理事数の2倍超というのは、全員が理事に入るものとして、容認されているものであったと思うので、それについては今後の検討課題にしてはどうか。本来評議員会が持っている調整という意見もあったが、それも容認するのであれば、2倍超の意味も余計小さくなる。
- 「法人の規模に応じて十分な」という提言にとどめるべき。数字を挙げるといことは難しいのではないか。
- 歴史的沿革含めて、私学が教職員や卒業生で構成される評議員会と、経営組織と一体的に運営をすること理念があると思う。その理念を今回の私学法においても踏襲していった方がいいのではないかという気がする。
- 情報公開について、「都道府県所轄に義務付けは行わない」と断定的にしない方がよいのではないか。
- 経営上秘匿すべきというのは、法人サイドの書きぶりになっていないか。
- 経験上、小科目の公開の経営への影響は限定されると思う。また、現状出していない貸借対照表の借入金明細表、固定資産明細表に加え、注記情報がかなり充実してきているので、それらについて公開すべきかどうか検討が必

要。

- 国に対する情報公開請求の際に情報を超えて、自主規制として何を出すのか、ということを議論しないと、公開の意味がないのではないか。
- 運営調査でも、経営情報をどこまで出すかということを検討していると思うので、それとも関係してくると思う。
- 会計監査人による監査については、「将来的に」という書き方は後ろ向きに見えてしまうため、書き方の検討をお願いしたい。

## 学校法人制度改善検討小委員会（第11回）議事要旨

### 2. 学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化について

- 評議員会への監事の出席は、私学法上記載がないので記載してほしい。
- 評議員会への監事の出席義務については、学校法人の規模・学校種によって考え方が異なり得るのではないか。
- 役員報酬基準の策定の理由づけとして「高い公共性が求められることから」と記載があるが、公共性を理由にするのは不適切ではないか。
- 学校法人には公的な関心があり、運営の透明性についても発信していく必要があるうえ、学校法人は利潤を追求しているわけではないので役員報酬にブレーキをかけるべき。以上のことをまとめると「公共性」という言葉になるのではないか。
- 役員報酬基準の策定につき、助成を根拠とすると助成を受けている学校法人にしか当てはまらないということになるので、幅広く当てはまる根拠として、税法上の優遇を媒介にした「公共性」を用いるのが良いのではないか。
- 監事の「指名」のための委員会につき、「選任」という言い方で良いのではないか。あるいは、仮に委員会が推薦し、理事長が選任をするということであれば、ややニュアンスが強いので、「推薦」のための委員会という言い方がよいのではないか。
- 監事による理事の行為の差止請求につき、監事の行為に歯止めをかける仕組みが必要ではないか。
- 現行の私学法では評議員が役員業務執行について意見を述べる事が出来るので、評議員が監事の暴走を止めることは可能ではないか。また、そのことを改めて周知しても良いのではないか。
- 監事については、善管注意義務・損害賠償責任を負うことを明確化する方向で検討しているので、権限強化のとのバランスが取れているのではないか。
- 差止請求まで認めなくても、所轄庁への報告義務を堅持したうえで、所轄庁が適切に対処すればよいのではないか。
- 監事の監査報告書につき、私学団体「等」と文部科学省が協力してひな形を作る、という書きぶりが限定感がなくてよいのではないか。

### 3. 学校法人の情報公開の推進について

- 情報公開の充実に関する記述で、「市民」という言葉が出てくるが、「社会一般、国民」等の表現が適切ではないか。
- 「一般市民」という言いぶりのほうが、「利害関係人」との違いをクリアにするという意味でも適切ではないか。
- 情報公開について、P14(2)(3)の流れがかなり入り組んでいるので、整理すべき。
- 学校法人が情報を公開する理由は、学校法人が他の財団法人と比べても高次の公益性を負うからであり、現場の抵抗感を回避するという意味においても「他の公益法人がやっているから」というのは副次的な理由であるべき。
- 大臣所轄法人につき、貸借対照表、収支計算書、事業報告書に公表対象を限定しているのは不適切ではないか。財務書類が一定の保証を与えられたものだということを示すためにも監事の監査報告書も公表すべき。
- 役員等名簿につき、ホームページでの公開を検討しているかもしれないが、事業報告書に記載すべき事項に載せても良いのではないか。
- 評議員の名簿公開について、評議員の人数が少なく、権限の強い公益財団法人と比べ、学校法人は諮問機関に過ぎないので、同列に扱ったうえで公開を義務付けるのは不適切ではないか。
- 学校法人制度は、評議員会に国民・卒業生の意見が集約され、その意見も聞きながら学校を運営しているというたてつけになっている。そのことを踏まえると、どういう人が学校に物申す立場を得ているかということ公表するのは適切ではないか。
- 財務書類を閲覧出来る主体に大臣所轄・知事所轄の間で差を設けるべきか否かにつきより慎重な議論が必要ではないか。
- 情報公開の対象につき、学校法人の規模により差を設けるべきというのは合理的であり、とりわけ知事所轄法人については利害関係人以外に閲覧をさせることにあまり意味がないのではないか。
- 公表する情報の範囲につき、「国や都道府県が行っているレベルを参考にして各学校が判断すべき」というような指導理念を出すべき。

- 県によって情報公開の在り方が異なるので、書きぶりとしては国を中心としたものにすべき。
- P16(3)の第二段落と第三段落を入れ替えると流れがわかりやすくなるのではないか。
- 出資会社の監査役に学校法人の監事が就任し、学校法人本体と併せた監督体制を構築すること、および学校法人の監事と出資会社の監査役の連絡会を設置することについて、学校法人の出資比率を問うのか問わないのか書かないと不明確である。

#### **5. 学校法人の破綻処理手続の明確化について**

- 学校法人解散後の学生の転学につき、転学後の学生の授業料はどのように確保するのかさらに議論する必要があるのではないか。

## 学校法人制度改善検討小委員会（第12回）議事要旨

### 2. 学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化について

- 検討素案 P7（以下、ページ数は全て資料 2-2 の検討素案のページ数を指す。）の理事及び監事の法人や第三者に対する損害賠償責任について、「損害賠償責任の免除の規定等」という記載は、責任の一部免除を含むかどうか不明瞭なので、「損害賠償責任の減免」という書きぶりのほうが良いのではないか。
- パブコメ 13「評議員の責任を限定的なものとするべき」という意見に対する「その方向で検討」という回答は、「評議員の責任の明確化」という今回の議論の方向性と合致しないのではないか。
- 評議員会は、多様な意見、多様なチェックの視点が出るように運用されるべき。
- P6「理事及び監事は、民法を根拠として善管注意義務や法人及び第三者に対する損害賠償責任を負っていると考えられる」とあるが、損害賠償責任は常に負っているわけではないので、「負うことになる」とか、「適用される場合がある」という書きぶりがよいのではないか。
- P6「改めて理事及び監事の責任に関する規定を定めるとともに」という記載は、直前の記載に合わせて「義務及び責任に関する規定」にすべき。
- P6「他制度を参考に、責任が過重とならないよう、損害賠償責任の免除の規定等を置くことも検討すべき」との記載は、他法人制度も役員や第三者に対する損害賠償責任の減免規定は設けていないので、「法人に対する損害賠償責任の減免の規定を置くことも検討すべき」とすべき。
- P7「理事及び監事の業務の状況に応じて法人に対する損害賠償責任の免除の規定等を整備すべきである」とあるが、「業務の状況に応じて」という文言の意味が不明瞭だから落としていいのではないか。
- P7「寄附行為により評議員会の議決を要するものとした場合に明確化が必要かが課題となる」とあるが、日本語の言い回しとして「課題」ではなく「問題」のほうが適切なのではないか。

- P7「一般財団法人、社会福祉法人と比べて、学校法人の評議員の権限は限定されていることから、理事及び監事と同様に、統一的に善管注意義務の明示や役員 of 第三者に対する損害賠償責任の規定を整備することは慎重に検討すべき」とあるが、「評議員の権限」ではなく、正確には「評議員会の権限」と書かなければならない。また評議員は役員ではないので、「役員 of 第三者に対する損害賠償責任」 of 「役員 of 」は削除すべき。更に「法人及び第三者に対する損害賠償責任」と書いたほうが正確である。
- 理事及び監事の善管注意義務の規定を設けることに関し、他法人制度がやっているからという理由だけではなく、他法人制度と比べても負けるとも劣らない公益性を学校法人が果たしていくということを示すために必要だという説明があっているのではないか。
- 理事及び監事の善管注意義務に関し、民法の善管注意義務以上のものを課すものではないとの説明が必要なのではないか。
- 理事及び監事が、自らに善管注意義務を課されていることを明確に認識したうえで役職に就くことには意味があるので、規定を置く意味は大きい。
- p6 の(5)①2 段落目「現行の学校法人制度において～すべきである。」と「他法人制度の状況を見ると～整備している。」を入れ替えたら他制度もやっているから学校法人もやるべきという感じがなくなっておさまりが良いのではないか。
- P7 の評議員の責任のところ、「理事及び監事と同様に、統一的に善管注意義務の明示や役員 of 第三者に対する損害賠償責任の規定を整備することは慎重に検討すべきと考える。」だと、理事・監事についても慎重であるべきだととられかねないので、「理事及び監事と同様に整備することは、慎重に検討すべきと考える。」とすべきではないか。
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が、「一般法」という略称で良いのかは確認すべき。
- 顧問と理事の兼職につき、法的な問題はないが、役割上両者は相容れるものではないので引き続き検討が必要、ということはとりまとめに加えてよい

のではないか。

- 会社の場合も、取締役と相談役などの肩書を併せ持ったパターンが存在するので、私立学校法のみ顧問と理事の兼職について厳しく突き詰めると、他法人制度と並びを取ることが出来なくなることがあり得る。
  - 肩書の名称から、それが役員なのか職員なのか教員なのか不明瞭な場合がある。学内で独自に使用する名称については内部で規定を設けて、役割を明確化すべき。
  - 監事の役割について、小規模法人が現実的に制度を遵守できるかどうかは疑問。法制度上、大規模法人と小規模法人を分けて規定することが難しいならば、とりまとめに中小法人に配慮するような文言が欲しい。
  - 私学法全体の枠組みに入ることで恩恵を得ている小規模法人もあるので、大規模法人と小規模法人で規定を分けずに、ガバナンスコードで解決する方策もあるのではないか。
  - 会社法では、外部理事・監査役・株主総会等、二重三重のチェックシステムが働いている。学校法人が公益性を持つ機関だとしたら、なおさらチェック体制を充実させることが必要と言える。そうだとすると、監事の責任の明確化は必要なことである。
  - 監事の職務権限やその範囲については、ガバナンスコードで具体化を図るという方策も考えられるのではないか。
  - p12 の評議員会の機能の実質化の具体例で、「外部理事が評議員を兼務する必要性の検討など、運営上の工夫が考えられる」とあるが、意味が不明瞭なので、「外部理事が評議員を兼務する必要性の検討など」という文言は落としてよいのではないか。
  - 現状、評議員会が最終意思決定機関になっている法人が存在するので、今回の制度改善を契機に、しっかり指導すべき。
3. 学校法人の情報公開の推進について
- P14(2)②「貸借対照表、収支計算書、事業報告書については公表の対象とすべきである。」に監事の監査報告書も加えるべきなのではないか。

○ 財産目録を公表しない理由は指摘されると思うので、しっかり整理したほうが良いのではないか。

4. 文部科学大臣所轄法人を中心とした学校法人の経営の強化について

○ p17の連携・統合支援について、(2)②第二段落が合併の話だけになっているので、連携・統合の文脈に直すべきではないか。

○ p17(2)②「なお、」以下は消極的な記載なので、もう少し積極的な記載に改めることを検討して良いのではないか。

5. 学校法人の破綻処理手続の明確化について

○ p22②第一段落最下部「所轄庁に破産手続開始の申立てを行う権限まで付与する必要はないと考える。」という記載は、他の箇所「慎重に検討すべき」との記載と整合しないので、「慎重に検討すべき」との記載に揃えるべきではないか。